

新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）
 （案）

中央教育審議会大学分科会
 質保証システム部会

はじめに

（現行の質保証システムに至る経緯）

我が国の大学の質保証については、まず、大学としての必要最低限の量的・質的構成要素を定める「大学設置基準」が存在する。そして、大学を設置する際には、大学設置基準や関係法令に適合しているか、十分な学生確保の見通しがあるか等について設置計画履行状況等調査（A C）を含む「設置認可制度」により最低基準の担保が行われている。さらに大学設置後も、認可を受け設置された各大学は、設置認可の際に最低限遵守すべき事項に加え、実際に大学が教育研究活動を行っていく中で、大学が自主的に点検評価を続け、自ら設定している使命や目的を達成しているか、また、学修者や社会が期待する教育研究の成果が認められるかを自ら示すことが求められており、学校教育法施行規則等に基づく「情報公表」及び大学による自己点検・評価を踏まえた第三者評価である「認証評価」の受審が義務付けられている。これら「大学設置基準」「設置認可制度」「認証評価制度」「情報公表」が我が国の公的な質保証システムを構成する主たる要素となっている。

これらの質保証システムの具体的な改善・充実について検討するに当たり、これまでの制度的な経緯について簡単に確認をすると、平成 15 年までは、大学設置基準等の関係法令等に基づく設置認可審査による事前規制型であった。これは我が国の高等教育の整備に際して、質の保証の観点から一定程度の共通性を担保する上で重要な役割を果たしてきたと評することができる。その後、国による規制を可能な限り緩和し事前規制型から事後チェック型へと移行する政府全体の規制改革の流れも踏まえつつ、平成 15 年より、認可事項の縮減や届出制の導入をはじめとする設置認可制度の弾力化がなされ、併せて平成 16 年度より第三者評価である認証評価制度が導入された。その結果、現在の我が国の質保証システムは、大学として最低限の水準を満たしていることを保証する事前規制型の長所と、大学の多様性に配慮しつつ、恒常に大学の質を保証する事後チェック型の長所を併せ持つように設計されている。

（質保証システムの現状と課題）

データを踏まえてみていくと^{1・2・3}、現行のシステムについては事前規制を弾力化することで高等教育機関全体の新陳代謝を促しつつ、質の低下が懸念される場合には大学等の自主的・自律的な改善を促すことによって質を保証する仕組みとして、一定程度機能していると評することができるだろう。

一方で、大学設置基準について、より客観性のある分かりやすい基準とするべきという指摘や、設置認可審査についても客観性のある分かりやすい基準をもとに審査を行うとともに、設置認可審査や設置計画履行状況等調査（AC）における指摘事項の根拠をより分かりやすく示し、透明性を向上させる必要があるという意見、認証評価について評価結果が不適合となった場合の対応を厳格化すべきといった指摘もある。

また、学修者本位の観点からも、授業外学習が十分ではないという指摘⁴や、平成29年度から一体的な策定・公表が義務付けられた3つのポリシー（入学者受入れの方針：アドミッションポリシー、教育課程編成・実施の方針：カリキュラムポリシー、卒業認定・学位授与の方針：ディプロマポリシー）に基づく教育の実質化を進める必要があるとの指摘、学修者や教育者が学修成果や教育成果を明確に把握できるように可視化することで透明性を向上させる必要があるとの指摘がある⁵。

近年は、グローバル化や少子高齢化、デジタル技術の高度化が進み、MOOC等を含めたオンライン環境を活用した教育研究の急速な拡大などに見られ

¹ 平成15年の大学設置認可制度の弾力化以降、大学・短期大学を合わせた数は減少（平成15年度1,217校→令和3年度1,118校）しており、その大きな要因は短期大学の減少となっている（平成15年度525校→令和3年度315校）。4年制大学については、全体として増加している傾向（国立大：平成15年度100校→令和3年度86校 私立大学：平成15年度526校→令和3年度619校 公立大学：平成15年度76校→令和3年度98校）にある。また、届出制の導入後、大学・短期大学の設置総件数は増加（平成15年277件→平成16年473件 平成19年353件→令和3年143件）したが、平成19(2007)年度以降は減少傾向にある。設置計画履行状況等調査（AC）については、毎年の調査において100件を超える意見を付しているが、定員の充足状況や教員組織の年齢構成に関するものを除き、設置認可時の意見についてはほぼ完成年度までに対応されてきており、これまで全ての大学等が同調査の対応を終えている（令和2年度に意見が付されたのは100校で139件）。

² 認証評価については、制度導入当初から存在する大学が、7年に一度の評価の3回目を受審する第3サイクルから内部質保証が重視されるとともに、令和2年度からは大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うことが義務化され「保留」の評価はなされない形に改められた。併せて不適合となった大学については文部科学大臣が報告又は資料の提出を求めることがされ、万一法令違反などが見つかった場合には、学校教育法等に基づき段階的な対応を取ることとなっている。不適合となった大学は毎年数校程度であり、これまで累計で32大学が不適合(32大学のうち3大学は廃止。15大学は不適合後に受審した評価において適合。残りの14大学については直近の評価結果が不適合であり、次回の受審の際に適合認定を得ることが期待されている)となっている。これら32大学のうち認証評価制度化以後に設置され、大学新設後1回目の認証評価で不適合になったものは5校となっている。

³ 私立大学の定員充足状況は定員管理の厳格化や文部科学省による学校法人に対する経営指導の充実によって大幅に改善している（入学定員充足率80%以上の大学の割合 平成19年度77.5%→令和3年度85.8%）

⁴ 令和元年度「全国学生調査（試行調査）」では1週間の学生生活時間のうち、授業に関する予習・復習に充てられる時間が5時間以下の者が6割を超えており、この傾向は特に人文社会科学系の学生で顕著となっている

⁵ 「令和元年度の大学における教育内容等の改革状況について」によると、全学的な教育目標とカリキュラムの整合性を検証する委員会を設置している割合が約46%、シラバスに人材養成の目的もしくは学位授与の方針と当該授業科目の関連を記載している大学の割合が約64%にそれぞれとどまっている。学部段階において、学生の学修成果の把握を行っている大学は全体の約60%となっているとともに、学生への履修指導やキャリア相談に学修成果に関する情報を活用している大学も約53%にとどまっている。

るよう大学を取り巻く環境も急速に変化してきた。社会全体が大きく変動する中、学修者本位の観点から大学が創意工夫に基づく先導性・先進性のある教育研究活動を行っていく上で、質保証システムとして最低限保証すべき質を厳格に担保しつつも柔軟性のある仕組みにしていく必要があるのではないかという指摘⁶もなされている。

(新型コロナウイルス感染拡大を契機とした遠隔教育の普及・進展)

新型コロナウイルスの感染拡大は、キャンパスを中心とする学生生活の制限や遠隔授業の急速な普及など、大学の日常を大きく変えることとなった。緊急事態宣言下の令和2年5月時点では約9割の大学・短期大学・高等専門学校（以下「大学等」という。）が全面的に遠隔授業を実施する状況にあったが、令和3年度の後期授業の実施方針についても、ほぼ全ての大学等で面接授業が実施予定とされた一方、6割を超える大学等が面接授業と遠隔授業を併用予定であると回答している。平成30年度に遠隔授業を実施する大学等が28%であったことを考えると、新型コロナウイルス感染拡大下の学修機会の確保の必要性を契機として、大学における遠隔教育が急速に普及・進展していると評することができる。

ICTを生かした遠隔教育の最大の利点は、地理的、空間的、時間的制約からの解放である。令和3年に文部科学省が実施した調査⁷では、学生にとっての遠隔教育のメリットとして、自分のペースで学修することができること、自分の選んだ場所で授業を受けられること等が挙げられている。一方で、質問等、相互のやり取りの機会が少ないと、友人と授業が受けられないこと、身体的な疲労が大きいことなどがデメリットとして挙げられている。その他、遠隔教育であれば国内外の他大学等の授業を履修することが容易となる、通学が困難な状況でも学修機会を確保することができるといった利点も想定される。実際、海外の大学ではオンライン環境を活用した教育プログラムを提供することで優秀な留学生を獲得しようという動きも見られ、世界的な人材獲得競争が激しさを増す中、我が国においても、遠隔教育等が切り拓く可能性を生かした新しい高等教育の姿を構築していくことが求められている。

その際、学修者本位の観点に立ち、面接か遠隔かの二分法から脱却し、双方の良さを最大限に生かした教育の可能性を追求することが重要である。また、大学は単に知識・技能を修得するためだけの場ではなく、全人格的な教育の場

⁶ 教育再生実行会議第12次提言（令和3年6月）や規制改革推進会議答申（令和3年6月）、（一社）日本経済団体連合会と国公私立大学のトップから成る「採用と大学の未来に関する産学協議会」（令和3年4月）や、（一社）私立大学連盟等（令和3年7月）からもニューノーマルにおける大学教育の在り方について提言が行われている。

⁷ 新型コロナウイルス感染症の影響による学生等の学生生活に関する調査（令和3年5月25日）

である。授業内外において教員と学生との間で質問等の相互のやり取りをすることや学生同士の会話や議論を通じた知識の拡大や考え方の深化を図ることも重要であり、大学における全ての経験がオンライン環境で代替し得るものではないことにも留意が必要である。

遠隔教育の取組はまだ試行錯誤をしながら改善を図っていく段階にある。学修者本位の観点から遠隔教育の取組を充実させていくためには、安全で快適な通信環境の整備や技術的な支援体制の構築も重要となる。また、各大学のディプロマポリシーを達成するための教育方法としてカリキュラムポリシーに遠隔教育が適切に位置づけられ、面接授業と遠隔授業の双方の良さを生かした教育が提供されることが求められる。このことを踏まえれば、今後、大学における先導的・先進的な取組が積極的に行われ、その実践の検証や評価を通じて、遠隔教育がどのような授業に適しているのか、面接授業との効果的な組み合わせ方はどのようなものか、遠隔教育を効果的に行う上でどのような指導体制の整備、サポートスタッフの配置が必要となるのかなどについて、知見を蓄積していくことが求められているといえよう。

これらの現状と課題意識を踏まえ、大学設置基準をはじめとする質保証システムについて、国際通用性を確保しつつ、時代の変化に対応し、将来を見据えて充実させるべく中央教育審議会大学分科会質保証システム部会（以下、「部会」という。）で議論を進めてきた。

1. 質保証システムで保証すべき「質」について

(質保証の前提となる「大学の在り方」)

大学教育においてどのような質を保証するべきか議論を行うに当たっては、その前提となる「大学の在り方」について意識する必要がある。

平成 30 年の中央教育審議会答申「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン」(以下「グランドデザイン答申」という。) では、「保証すべき高等教育の質」として「何を学び、身に付けることができるのかが明確になっているか」、「学んでいる学生は成長しているのか」、「学修の成果が出ているのか」、「大学の個性を発揮できる多様で魅力的な教員組織・教育課程があるか」といったことが重要な要素として列記されている。これらについては、各高等教育機関は自らの「強み」として発信・情報公表を徹底することが求められるとともに、設置認可の段階や認証評価の段階においても、確認されるべき質の根本的な要素である。換言するに、「学修者を中心とした教育の在り方」と「多様な大学の在り方」を具体化し、対外的に示していくことの重要性が指摘されたものと言えよう。

併せて、従来の常識や方法がそのままでは通用しない予測困難な時代にあっては、多様な価値観を持つ人々が協働して社会と世界に貢献していくことが必要であり、高等教育の場はそのための知の共通基盤として「多様な学生が学ぶキャンパス」であることが求められる。そのためには魅力的な高等教育を提供するとともに、我が国の高等教育の質が保証されていることが国内のみならず海外でも認知されることが重要である。

これらに加えて、今般の新型コロナウイルス感染拡大に際しては、学生の学びを止めないために各大学の創意工夫の下、遠隔教育をはじめ、従来の枠組みに捉われない様々な取組が進められた。その結果、遠隔授業と面接授業それぞれの長所と可能性、問題点と課題等、新たな知見や気付きが浮かび上がってきており、今後の大学の在り方の検討においては、時間的・空間的な制約を超えて、学内外の様々な資源を活用してどのように学修の効果を最大化させていくのか、という観点からも検討が必要となることが明らかとなった。同様に、今般の新型コロナウイルスの感染拡大が、困難な状況下においても学生の学びを保証する観点から、大学としての活動をどのように継続していくかという「大学のレジリエンス」という点でも大きな教訓をもたらしたことも踏まえる必要がある。

本部会における質保証システムの在り方の検討においては、こうした「グランドデザイン答申」で指摘されていた大学の在り方と、今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受けて表出した新たな大学の在り方をめぐる諸課題を

踏まえつつ議論を重ねてきた。

(保証すべき「質」とは何か)

質保証システムで保証すべき「質」とは何か、それは、大学が「教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与する」

(学校教育法第 83 条第 2 項) ことを目的としていることから考えると、「教育研究の質」であり、社会の発展に寄与するためにいかにその成果を提供することができているかということになる⁸。

「教育研究の質」に関して、「教育の質」については過去の中央教育審議会大学分科会の議論⁹では「学生の学びの質と水準」であるとされている。「学生の学びの質と水準」をいかに確認するのかという観点からすると、それは、学生が学びたいことを学ぶことができる条件・環境が整っているか、実際に学生が何を学び、いかに成長できたのかという意味で各大学において確認されるものであり、学修者本位の質保証を考える上で重要な前提となる。学修者の立場からしてみれば、「学修の質」と表現することも可能であり、「教育の質」を論じる際には同時に「学修の質」も取り扱う必要があることを意識せねばならない。

実際に「教育の質」を保証する上で公的な質保証システムの中で確認・評価することが適切かつ現実的なものとしては、例えば、大学が自らの教育理念・目標を踏まえ、策定・公表する 3 つのポリシーに基づき、当該 3 つのポリシーにおける学修目標の達成に学生を導くべく、必要な教育環境・教育体制を十全に整えているか否か、実際の学修成果の状況や学生の声、ステークホルダーからの要請等を踏まえて大学自らが点検・評価し、課題を抽出し、自律的に教育課程や指導方法を改善していく仕組み(内部質保証)を整えているかどうか、さらに、実際にその内部質保証の仕組みが機能しているかどうか等の観点が挙げられよう。

一方で公的な質保証システムで保証すべき対象として、「研究の質保証」は、これまであまり論じられてこなかった。だが、高度で専門的かつ実践的な学びを提供していくためには、大学は常に独自性と先進性に満ち、新たな知を生み出す活動である研究を展開し続ける必要がある。教育と研究を両輪とする大学の在り方¹⁰を実現する観点からは、持続的に優れた研究成果が創出されるよ

8 「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」(平成 14 年 8 月中央教育審議会答申)においても「大学の自主性・自律性を踏まえつつ、大学の教育研究の質の維持向上を図り、その一層の活性化が可能となるような新たなシステムを構築すること」が求められている。

9 「中長期的な大学教育の在り方に関する第 1 次報告—大学教育の構造転換に向けて」(平成 21 年 6 月 大学分科会) や「中長期的な大学教育の在り方に関する第 4 次報告」(平成 22 年 6 月 大学分科会)

10 「教育と研究を両輪とする高等教育の在り方について」(令和 3 年 2 月 9 日 中央教育審議会大学分科会)

う研究環境の整備や充実等が行われていることについて、例えば設置認可審査や認証評価などの質保証システムにおいて一定程度確認していくことも検討すべきではないかと思われる。

(教育の質・学修の質を保証するために)

我が国の公的な質保証システムでは、事前規制である設置認可審査において大学設置基準や関係法令に適合しているか、十分な学生確保の見通しがあるか等について審査し、文部科学大臣が認可をする仕組みとなっている。

その上で、設置認可審査における確認のみでは、実際に活動している大学の教育の質が保たれていることとはならないことから、情報公表や認証評価といった事後チェックとしての諸制度が、認可後の大学の質保証を担保する機能を担っている。設置認可の際に最低限遵守すべき事項に加え、実際に大学が教育研究活動を行っていく中で、大学が自主的に点検評価を続け、自ら設定している使命や目的を達成しているか、また、学修者や社会が期待する学修成果が認められるかを自ら示すことができて、はじめて教育の質が保証されていると言える。

このために必要となるのが、3つのポリシーであり、また、大学の内部質保証の取組である。3つのポリシーは、大学における教育の質を保証していく上で核となるものである。各大学が教育研究の特性を踏まえ、一貫性・整合性あるものとして定めるとともに、三者の関係を分かりやすく示し、大学内外に積極的に発信すること、様々なステークホルダーが十分に理解できるような内容として表現することが求められる。とりわけ、大学の構成員である教員、職員、学生にしっかりと理解されていることが重要である。

また、教学マネジメントが適切に行われており、学生が入学時から実際に3つのポリシーに沿ったカリキュラムで学ぶことができるよう設計されていることが必要である。その際、学内に3つのポリシーに基づいた教育が行われていることを確認するための自己点検・評価の仕組みが学位プログラム単位で整備されており、学生や社会の声を反映しつつ不断の見直しが行われていること、換言すれば内部質保証の仕組みが整備され適切に機能していることが重要である。

これらの取組が全ての大学で行われていくことで、個々の大学ひいては我が国の大学等における教育研究の質が全体として保証され高められていくことに繋がる。日本の大学進学率はすでに50%を超えており、いわゆる高等教育のユニバーサル段階に到達して久しい。公的な質保証システムとしてはこのような現在の大学の多様な在り方も踏まえ、大学における国際通用性のある「教育研究の質」を保証するため、①最低限の水準を厳格に担保しつつ、②

大学教育の多様性・先導性を向上させる方向で改善・充実を図っていくことが求められている。

2. 改善・充実の方向性

(検討の方針)

本部会は、平成30年の「グランドデザイン答申」に基づき、質保証システムについて専門的に審議を行う目的で設置された。「グランドデザイン答申」で議論された事柄を足場としつつ、「学修者本位の教育の実現」をはじめとする考え方を質保証システムへと反映させることができがミッションであり、大学設置基準、設置認可審査、設置計画履行状況等調査（A.C）、認証評価、情報公表といった仕組みのそれぞれと全体において、「グランドデザイン答申」の方向性に沿っているかを検証し、必要な場合には見直しを行うことを使命としている。

また、質保証システムは単に大学を評価するものではなく、大学の自主性・自律性に基づく自己改善を促進するためのものであり、大学は、こうした一連の営みを通して社会から理解と支持を得ることができ、また、必要な情報を社会に公表し社会との対話を進めることで教育研究等の更なる充実が可能となる。すなわち「社会に開かれた質保証」の重要性である。

こうした観点から、本部会における審議は、「学修者本位の大学教育の実現」及び「社会に開かれた質保証の実現」を、検討の方針として、議論を行ってきた。

「学修者本位の大学教育の実現」の観点からは、教学マネジメントが適切に行われていることなど、個々の学位プログラム単位で内部質保証が機能していることが求められる。そのためには、各大学において学位プログラム毎に適切な情報が公表され、認証評価の際に、各大学で学位プログラムごとに学修成果が把握されていることや研究成果を継続的に生み出すための環境整備等「教育研究の質」が適切に確認されていることも求められよう。

「社会に開かれた質保証の実現」の鍵となるものは、何よりも適切な情報が公表されていることである。各大学による積極的な情報公表はもとより、認証評価の結果やその他の必要な情報が、社会が利用しやすい形で適切に公表されていることが求められる。

(具体的に制度を改善・充実していくための視座)

これらの検討方針の下で質保証システムを構成する個別の制度の改善・充実を具体的に検討していくに当たり次の4つの視座を設定した。

第一に「客觀性の確保」である。「学修者本位の大学教育」と「社会に開かれた質保証」を実現するためには、学修者にとっても社会にとっても、質保証の仕組みやそれぞれの大学教育の状況が、分かりやすくかつ予見可能性が

あることが必要である。また、質保証システムの中で、各大学の創意工夫に基づく取組が実行可能であるためには、その許容される範囲や制限される事項等の仕組み自体が客観的なものであることが必要である。すなわち、学生や保護者、社会一般の関係する誰もが理解可能な、客観性のある質保証システムであることが求められる。例えば、大学設置基準を今の時代に合った、より客観性のある分かりやすい基準とするとともに、その基準に基づく考え方を十分に周知し、設置認可審査について内規や運用に基づく審査からの転換を図る必要がある。また、認証評価についても、認証評価機関によって評価結果や評価水準の差があるという指摘がある中、より評価の客観性を高め、国際通用性のある仕組みへと充実させていくことが求められる。

第二に「透明性の向上」である。学修者等が適切な情報を得ることができ、また、社会に対して大学が教育研究の状況について説明責任を果たしていくためには、大学内部の必要な情報が適切に外部にも公開され、学修者や社会が当該情報にアクセス可能になっていることが必要である。また、大学の取組の公正性を担保するためにも、各種の必要な情報が公表されているなど、透明性の向上が求められる。例えば、認証評価の不適合や設置認可審査の指摘事項の根拠の明示、情報公表の徹底等により、透明性を向上させる必要があろう。

第三に「先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）」である。社会との人材の往還により大学教育を充実させ、より学修者本位の大学教育を実現していくためには、大学は社会変革を促すための知と人材の集積拠点として、先導的・先進的な取組を常に行い続けることが期待されている。これらの取組の実行可能性を保証し推進するために、質保証システムは、常に変化し続ける社会に対応するための柔軟性を確保する必要がある。例えば、時代の変遷に対応した教育研究組織を容易に編制可能とするよう、最低限の水準を厳格に担保しつつ大学設置基準の柔軟な運用を可能とすることや内部質保証の体制・取組が優れている大学に対しては認証評価の負担を軽減するといった弾力的な取扱いを可能とし、大学の創意工夫を促していくことが必要であろう。

第四に「厳格性の担保」である。学修者の学びを保証するとともに質保証システムの実効性を確保するという観点から、大学等が果たすべき義務や、求められた基準を満たさなかった場合の取扱い等に関する厳格性が担保されていることも求められる。例えば、情報公表の徹底や認証評価の評価結果に基づく対応の厳格化が必要であろう。

なお、質保証システム全体を考える上で、最低限の質を保証するという意味での厳格性の要請と、大学における先導的・先進的な取組を可能とする柔軟性の向上は、時にトレードオフの関係となることにも留意が必要である。

また、質保証システムは事前規制から事後チェックまでを含む複合的なシステムであることから、全体のバランスについて留意しつつ、一部のシステムに過重な負担がかかることがないよう留意することが必要である。

また、大学における教育研究の質保証は、国や大学関係者の取組のみで完結するものではなく、社会とりわけ地域社会や産業界、高等教育をめぐる国際的な動向等との関わり合いの中でも規定されていくものであることを踏まえ、質保証それぞれの仕組みに加え、社会との相互作用の中で営まれるエコシステムとして質保証システムを捉えていく視点も重要となる。

これらの点に留意しつつ、将来を見据えながら効果的かつ効率的な質保証システムの改善・充実を行っていくことが重要である。

2つの検討方針

- ①学修者本位の大学教育の実現
- ②社会に開かれた質保証の実現

4つの視座

- ①客観性の確保
- ②透明性の向上
- ③先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）
- ④厳格性の担保

※以下、各質保証システムの改善・充実方策について、2つの検討方針と4つの視座に基づき整理をしていく。その際、例えば、先導性・先進性を確保するためには客観性を向上させる必要があること、また、透明性を向上させることが厳格性の担保につながることなど、それぞれの視座は背反関係にあるものではなく、相互に関係し合うものであることに留意が必要である。

3. 各質保証システムの改善・充実

(1) 大学設置基準・設置認可審査

(大学設置基準・設置認可審査の性質)

大学設置基準は、大学としての必要最低限の量的・質的構成要素を具備しているかを確認するための基準として定められている（大学設置基準第1条第2項）。現行の我が国の質保証システムは、前述のとおり事前規制型の長所と事後チェック型の長所を併せ持つように設計されており、大学設置基準を満たしたからといって大学として望ましい水準に達しているとは必ずしも言えない。自己点検・評価をはじめとする内部質保証や情報公表、認証評価等の事後チェックも含めた質保証システム全体を通じて大学自らが不断に質的改善を図っていく必要があり、その上で、大学設置基準は、まさに最低限の質保証を図るものとして重要な役割を果たしている。

また、設置認可審査においては、基本的には、大学設置基準等の関係法令を大学としての実体を伴うための最低基準かつ、質保証の前提条件となるものとした上で、大学や学部の新設等について、大学設置基準や関係法令に適合しているか、十分な学生確保の見通しがあるか等について審査し、文部科学大臣が認可をする仕組みとなっている。

これまでの設置認可審査においては大別すると「設置計画についての審査」と「教員審査」の2つの観点で審査が行われている。「設置計画についての審査」では、①設置の趣旨・目的が学校教育法上の大学の目的に適合しているか、②必要な教育課程が体系的に編成されているか、③必要な教育研究組織並びに必要な教員が置かれているか、④その他、名称が大学等として適當であるか、必要な施設設備等を有しているか等について確認が行われている。また、「教員審査」として、当該計画上の教員について、研究等の業績を有するとともに教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有する者であるか否かが確認されることになる。

こうした観点も踏まえつつ、大学設置基準の規定の見直しに当たっては、各規定が最低限の質保証を担保する上で果たしている役割や規定改正が与える影響、また、高等教育の質保証システム全体のバランスも考慮しながら検討を進める必要がある。

(大学設置基準・設置認可審査の見直しの背景)

一方で、「はじめに」で指摘したように、近年、大学を取り巻く環境が急速に変化するとともに、新型コロナウィルス感染症の拡大により、キャンパスを

中心とする大学の日常が大きく変化した。

社会全体が大きく変動する中、学修者本位の観点から大学が創意工夫に基づく多様で先導性・先進性のある教育研究活動を行っていく際に、現行の質保証システムが何らか制約になっている面があるのではないか、新たな取組を生み出していく上で、質保証システム全体として最低限保証すべき質を厳格に担保しつつも、時代に応じて柔軟性のある仕組みにしていく必要があるのではないか、という指摘がある。

また、昨今、大学教育における質保証を図るための大学運営の在り方を示すものとして大学分科会が取りまとめた「教学マネジメント指針」（令和2年1月中央教育審議会大学分科会）等においても学位を与える課程である「学位プログラム」の重要性が指摘されている。「学位プログラム」は、かつては学生・教員が同じ組織に属し、教育研究活動を一体として行う学部・学科等と一対一対応する形で実施されていたが、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる今日では、教員組織と教育組織を別組織とするいわゆる「教教分離」を導入し、プログラム単位で担当する教員や事務職員を確保し教育体制を整備するなど、必ずしも教員が所属する組織と一対一対応しない「学位プログラム」を実施する大学も存在している。

現在の設置認可制度は、新たに授与する学位分野と教育課程等との関連性や、その教育課程を実施するために必要な教育資源が整っているかを確認している。すなわち、教育課程はどのような授業科目で構成されているか、それらの授業科目は適切な能力を持った教員が担当しているか等を確認した上で、分野限定で学位授与権を付与する仕組みとなっており、教員の所属組織と一対一対応しないケースも含め、既に「学位プログラム」毎の質保証が行われる形となっている。しかしながら、大学教育の質保証の単位が学位プログラムであること、各大学における内部質保証は学位プログラムを基礎として行われるべきことを大学に対しても社会に対しても更にわかりやすく明確にすべきでないかという指摘がある¹¹。また、大学教育は国際的に単位制度を標準として構築されており、学士課程を修了するにあたり、概ね 5,400 時間程度の総学修量が求められている¹²。この時間は、授業時間だけではなく学生

¹¹ 我が国においては、大学等における様々な学習機会の提供の促進を図る観点から、大学等の教育・研究資源を活かし一定の教育計画の下に編成された総時間数 60 時間以上の体系的な知識・技術等の習得を目指した教育プログラムに対して履修証明書（certificate）を交付する仕組みも存在する。また、諸外国では 1 単位に満たないものも含む小さな学習モジュールに対して履修証明を与えるマイクロクレデンシャルの取組や、学修履歴証明をデジタル化して複数国間での学生の流動化を促進するような動きが盛んになっており、こうした国際的な動向も踏まえた質保証の在り方にについても留意が必要である。

¹² 日本の場合、1 単位 45 時間（そのうち、授業時間は講義・演習は 15 時間から 30 時間、実験・実習・実技は 30 時間から 45 時間の範囲で各大学が定める）、卒業要件が 124 単位以上であり、総学修量は 5,580 時間以上となる。この学修量を 4 年間にわたって配当する仕組み（修業年限 4 年）となっている。なお、欧州の大学では欧州単位互換制度（ECTS）が整備され、概ね 1 単位時間平均 25～30 時間、卒業要件 180 単位（総学修時間 5,400 時間程度）、米国の大学では概ね 1 単位 45 時間、卒業要件 120 単位（総学修時間 5,400 時間程度）が標準とされている。

が予習・復習等を行う授業外学修時間を含めた標準的な時間として設計されているが、我が国においては講義・演習、実験・実習・実技と授業方法によつて授業時間の範囲が定まっており、授業方法によらず各大学の判断で柔軟に行えるようにすべきではないかといった指摘がある。学期の区分や授業期間、授業回数等についても現行制度上各大学の判断で柔軟に行うことは可能であるが、旧来より2学期制、3学期制を想定した制度であったものの、実態としてはほとんどの大学で2学期制、一授業科目2単位15回の授業が実施され、それが慣行化してきたことなどにより、自らの判断によって柔軟な運用が可能であることが大学現場で十分理解・周知されていない可能性も指摘されている。さらに、こうしたことが、授業科目の細分化により体系的な履修がなされないという学修の実質化の課題につながっているという指摘もある。

このように教育課程の在り方や考え方の柔軟化や明確化が求められるのと同時に、教員の在り方、図書・資料等の確保の仕方、授業運営の方法、授業実施に伴い確保すべき施設設備・教育環境等についても、通学制の大学は、通信制の大学と異なり、キャンパスを通じて、学生同士や学生と教職員の間の人的な交流が行われることを想定したものであることや施設基準は大学教育の継続性・安定性を確保するための資産要件としても活用されることなど、学修者のための最低限の学修環境を整える基準であることにも留意しつつ、他方で近年の状況の変化や新たな制度の創設等に対応し、規定を見直す必要が指摘されている。

これらの指摘も踏まえ、大学設置基準については、①時代の変化に対応しつつ将来を見据えた大学設置基準全体の見直しを行うとともに、②共通となる最低基準性を担保しつつ大学教育の多様性・先導性を向上させていくような見直しが求められている。

(大学設置基準・設置認可審査の改善・充実の方向性)

これを踏まえ大学設置基準等については以下の観点で改善・充実を行ってはどうか。

大学設置基準・設置認可審査の改善・充実の方向性

【学修者本位の大学教育の実現】

- 大学教育の質保証の単位である学位プログラムは3つのポリシーに基づいて編成されるものであり、各大学における内部質保証は学位プログラムを基礎として行われるべきことを理念上明確にする。<通知等>
- 内部質保証による教育研究活動の不断の見直しが求められることを理

念上明確にする。<通知等>

【客観性の確保】

- 「学位プログラム」は教員のみならず多様な役割や専門性を持つ職員が連携して実施するとともに、必要な体制を組織していくことが重要であり、現在は大学設置基準の様々な箇所に分散して規定されている教員や事務職員、各種組織に関する規定を一体的に再整理する。<大学設置基準改正>
- クロスアポイントメント等多様な働き方が広がっていることも踏まえ「一の大学に限り専任教員となる」という現行の「専任教員」の在り方についてその定義等を見直す。<大学設置基準改正>

【「専任教員」の見直しのイメージ】

- ・見直し内容：「専任教員」の概念を「基幹教員」（仮称）と改め、その定義を教育課程の編成等に責任を担う者であって、一定以上の授業科目を担当する教員（例 年間 8 単位以上等）とし、大学設置基準上最低限必要な教員の数の算定にあたり一定以上の授業科目を担当する常勤以外の教員については一定の範囲（例 半数まで、1/4 程度）まで算入を認める^{13・14}。また、主要授業科目の担当¹⁵を基幹教員（仮称）とする。
- ※「一の大学に限り専任教員となる」という現行の専任教員の概念を改め基幹教員（仮称）の概念を導入することで、複数の大学や学部で基幹教員（仮称）となることも可能になるとともに、民間からの教員登用が促進されることが期待される。
- ・留意事項：教育研究の質の低下を招かないよう、学内及び学外での兼務の際の取扱いやその際の条件については制度化に当たり留意する必要¹⁶。また、大学の教育研究体制等への影響も踏まえ、各大学において基幹教員（仮称）の情報（学

¹³ 過去の設置認可審査においては、教員の専任性を確認する際の運用上の考え方として、以下に該当する場合は更なる情報や説明を要求して、個々に確認・審査が行われていた。

- ・年間担当単位数 8 単位未満かつ月額報酬 20 万円未満
- ・大学以外の業務の従事日数が週 3 日以上
- ・月額報酬 10 万円未満
- ・大学以外の業務に従事する者が、当該大学における専任教員全体の半数程度以上を占めているもの

¹⁴ 現在、専門職大学において年間 6 単位以上の授業を担当し、かつ、教育課程の編成等について責任を担う者は「みなし専任教員」として算定することが可能（専門職大学院の場合は年間 4 単位以上）

¹⁵ 現行制度では、原則として専任の教授又は准教授が担当。

¹⁶ とりわけ若手教員の待遇等が不安定になることがないように制度設計の際には留意が必要。

位、教育及び研究業績、経歴など)を常時公表し、外部からの検証が受けられるようにするなど、データやエビデンスに基づく分析等を行うことができるようになることが求められる。

- 電子的な学術情報の重要性が増していることに鑑み、「図書」や「雑誌」等の表現については「教育研究に必要な資源」とするなど電子化やIT化を踏まえた規定に再整理する。<大学設置基準改正>
- 「空地」については、教員と学生、学生同士の交流の場として再整理する。<大学設置基準改正>
- 組織的な教育の実践の観点から、授業運営に携わる者として個々の教員だけではなく、TA(ティーチング・アシスタント)やSA(ステューデント・アシスタント)などの教育補助者についても、大学設置基準上、教育を補助する者として明示的に規定するとともに、大学等は、質保証の観点から当該者に対し必要な研修を行うものとする旨併せて規定する。<大学設置基準改正>
- 物理的な教材(書籍、CD-ROM等)や放送授業を前提としている大学通信教育設置基準の現在の規定ぶりについて、クラウドでの教材提供やオンデマンドでの映像教材配信など、デジタル時代に対応する観点で、一定の見直しを行う。<大学通信教育設置基準改正>
- 大学における実務家教員の定義の明確化を図る観点から、専門職大学で示している例も参考に、設置認可の教員審査においての業績の考え方についてより具体的に周知する。<通知等>
- 大学・専門職大学の名称については、審査の明確化や申請者側・審査側の負担軽減を図るため、申請者に対しては大学・専門職大学の名称に教育研究の内容が含まれている場合、大学が行う教育研究の内容を適切に表現したものとするように周知するとともに、設置認可審査においては大学設置基準上、原則、申請者の広い裁量が認められるものであることを踏まえた適切な審査を求める。<通知等>

【先導性・先進性の確保(柔軟性の向上)】

- クロスマーケティング等多様な働き方が広がっていることも踏まえ「一の大学に限り専任教員となる」という現行の「専任教員」の在り方についてその定義等を見直す。<大学設置基準改正>(再掲)
- 柔軟な教育課程編成を可能とするため、国際通用性の観点等を踏まえつつ、「講義・演習・実習・実験」の時間区分の大括り化や単位当たり時間

は標準時間であることの明確化など単位制度の柔軟な運用を可能とするよう見直しを行うとともに、現行制度下でも大学の判断で学期の期間や授業期間、科目当たり単位数など弹力的な教育課程編成が可能であることを周知する。<大学設置基準改正等>

○大学の創意工夫に基づく取組を促進し、今後の大学設置基準の改善につなげるため、内部質保証等の体制が十分機能していることを前提に、教育課程等に係る特例を認める制度を新設する。<大学設置基準改正>

【大学設置基準の特例制度のイメージ】

- ・対象：認証評価を受審して「適合」認定を受けている大学から申請を受け付ける。
- ・要件：3つの方針を通じた学修目標の具体化や教育課程の編成・実施、全学的な成績評価基準の策定・公表や当該基準に基づく学修成果の把握、成績評価・単位認定の適切な実施など、機関として内部質保証の体制が十分に機能していること、「教学マネジメント指針」に掲げられた情報公表事項を積極的に公表していること、申請計画について、特例を申請する目的や特例の対象となる学位プログラムにおいて目指す教育効果が明確であり先導性があること、特例による教育活動において一定の質担保の方策が講じられること等を要件として、有識者会議等において確認することとする。
- ・内容：学部学科等の教育研究の充実を図り、今後の大学設置基準の改善につなげるため、大学設置基準に拠らない取組を認めるとともに、当該取組の効果検証を行い各種データの公表・報告を求める。
- ・特例事項：例えば、遠隔授業による修得単位上限（60単位）、単位互換上限（60単位）、授業科目の自ら開設の原則、校地・校舎面積基準等が考えられる。
- ・留意事項：
 - ▶大学の申請が要件を満たしていれば特例制度の活用が認められるような、意欲ある大学が活用しやすい仕組みとすることが必要。
 - ▶特例措置の効果を検証するためにも特例を認める期間を定めることも検討。
 - ▶問題が生じた際の特例取消し等についても措置とともに、所属する学生にとって不利益のないよう

制度設計をすることが必要。

- 学長室、会議室、学生自習室、学生控室等の校舎等施設については、多面的な使用等も想定し、例えば「その組織及び規模に応じて学生に対する教育及び研究に支障のないよう必要な施設を備える」といった機能に着目した一般的な規定として見直す。<大学設置基準改正>
- 運動場、体育館等のスポーツ施設やその他の厚生補導施設については、例えば「学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ運動場等を設ける」など、各大学の実情や必要性に応じて整備を行うべき施設とするように規定に改める。<大学設置基準改正>

(2) 認証評価制度

(認証評価の性質)

認証評価については、大学が自らの教育研究等の状況について自己点検・評価を行うとともに、文部科学大臣の認証を受けた第三者機関による評価を定期的に受けることで、評価結果を踏まえて自ら改善を図ることを促す仕組みとして平成16年度より制度化された。

認証評価機関は、文部科学大臣が定める細目を参考しつつそれが大学評価基準を策定し、大学からの求めに応じて各認証評価機関の基準に適合しているか否かを評価する。制度創設当時の参議院における附帯決議においても「認証評価制度の導入に当たっては、大学の個性・理念を損なうことのないよう、公正、妥当かつ透明性ある評価を確保するとともに、全ての大学が適正に評価を受けることができるよう、認証評価機関の整備充実に配慮すること。また、評価機関を認証する際の基準を明確にし、多様な評価基準・評価手法を持つ複数の評価機関が活動できるように努めるとともに、評価が与える社会的影響を認識しつつ、評価の在り方についても必要に応じ見直しを行うこと」とされており、その趣旨に基づく制度運営がなされてきている。

大学全体を対象とする機関別の評価については7年以内ごとに、専門職大学・専門職大学院の課程を対象とする分野別評価については5年以内ごとに大学に受審義務があり、機関別評価については現在、7年に一度の評価の3回目となる第3サイクルの評価が実施されている。第3サイクルからは「教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組み（内部質保証）」を重点的に評価するとともに、不適合となった場合には文部科学大臣が報告又は資料の提出を求めることとされるなど制度の充実が図られてきており、認証評価制度は、国際通用性のある質保証の枠組みとして、質保証システムにおける事後チェックの中核という役割を担っている。

(認証評価の見直しの背景)

しかしながら、認証評価については、内部質保証が真に有効に機能しているか否か、また、大学の教育研究活動の状況（学修の質や水準、研究環境整備等）が十分に評価できていないのではないかとの指摘がある。また、認証評価機関によって評価結果や評価水準の違いが存在するのではないかという指摘もある。認証評価機関の中には、国際的な質保証ネットワークの外部評価を受審するなど、第三者評価を取り入れることで認証評価機関としての質の向上に取り組んでいる機関もある。国際通用性のある仕組みとして認証評価機関そのものの信頼性の向上が求められている。

評価結果についても、現状、各認証評価機関のホームページに結果が公表されるとともに、認証評価機関連絡協議会のホームページにおいても当該結果が掲載されているが、そもそも認証評価制度について社会的に十分認知されておらず、また、ホームページにおける結果の公表も必ずしも社会が利用しやすい形になっていないのではないかと指摘されている。例えば公益財団法人大学基準協会では、評価結果のうち「長所」「特色」として取り上げた各大学の優れた取組をホームページ上から検索・閲覧することが可能となっており、こうした取組が認証評価機関全体で広がることも必要であろう。

加えて、機関別と分野別の評価サイクルが異なるなど評価に伴う大学の負担が増加しているのではないかという指摘もある。欧州では、学位プログラム毎の分野別評価が先に行われており、大学の負担を軽減する観点から、内部質保証の取組が機能している大学については機関別評価を実施するという形で制度が導入されていった。一方、我が国においては、認証評価制度導入時に、機関別評価として制度を導入するとともに、専門職大学等については、加えて分野別の評価も実施するという枠組みとなっている。こうした制度創設に伴う経緯も踏まえつつ、合理的な制度へと改善・充実していくことが求められている。

特に大学が評価結果に基づき質向上に取り組むことを促す手立てが必要であり、不適合となった大学に対しては評価をより綿密にすることが必要ではないか、といった指摘もなされているところである。

認証評価機関が単なる7年に1度外部評価を実施する機関としてではなく、受審前から受審後、そして次の受審まで、大学の自己改善のプロセスに伴走し、大学教育と認証評価が一体となって大学全体の質向上につながっていくような在り方が望まれる。そのためには、受審負担の軽減を図りつつ実効性のある制度へと転換していくことが求められている。

(認証評価制度の改善・充実の方向性)

これを踏まえ、認証評価制度については以下の観点で改善・充実を行ってはどうか。

認証評価制度の改善・充実の方向性

【学修者本位の大学教育の実現】

- 内部質保証について、自己点検評価の体制が整っているかだけでなく、自己点検評価結果により、どう改善されたかを評価し公表する形へと充実する。<通知等>
- 学修成果の把握や評価に関することや研究成果を継続的に生み出すた

めの環境整備や支援の状況に関することについても大学評価基準に追加する。<省令改正>

【社会に開かれた質保証の実現】【透明性の向上】

- 認証評価機関や評価を受ける大学の多様性に配慮しつつ、各認証評価機関の評価結果を例えば国等のホームページ等において公表するなど、社会が利用しやすい形で一覧性を持って公表することを検討する。その際、設置計画履行状況等調査（A C）における指摘事項等も併せて公表する。<その他>

【客觀性の確保】

- 認証評価機関や評価を受ける大学の多様性に配慮しつつ、認証評価機関の質保証の更なる充実に資する取組を推進する（例 認証評価機関連絡協議会の機能強化や認証評価機関に関する審査委員会の更なる活用等）。<その他>

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 認証評価で内部質保証の体制・取組が特に優れていることが認定された大学に対しては、次回の評価においてその体制・取組が維持・向上されていることを確認しつつ、評価項目や評価手法を簡素化するなど弾力的な措置を可能とする。<通知等>
- 法令適合性等について適切な情報公表を行っている大学に対して、法令適合性等に関する評価項目や評価手法を簡素化するなどの措置を可能とする。<通知等>
- 分野別評価と機関別評価のサイクルが異なること等に伴う大学の受審負担を軽減する仕組みや分野別評価の合理化の在り方について、認証評価の実施状況や受審大学の状況も踏まえ引き続き検討する。<その他>

【厳格性の担保】

- 不適合の大学については受審期間を短縮化（例：3年）する。<政令改正>

(3) 情報公表

(情報公表制度の性質)

大学において教育研究活動等の状況を公表していくことは、学生や学費負担者、入学希望者等の直接の関係者に加え、社会に対して説明責任を果たしていく上で重要であるとともに、積極的な情報公表を基盤とする社会とのコミュニケーションを通じて各大学の教育研究活動の質を維持・向上させていく上でも重要な取組である。また、こうした営みを通じて社会からの信頼と支援を得ることで、更なる教育研究の質の向上につながるという好循環を生み出すことも期待され、情報公表の徹底は「社会に開かれた質保証」の実現のための極めて重要なものである。

大学における情報公表制度は平成 11 年に当時の大学設置基準に、大学が「教育研究活動等の状況について積極的に情報提供する」旨の規定が設けられたのが始まりである。その後、平成 19 年に学校教育法において教育研究活動の状況を公表することが義務付けられ、平成 23 年に学校教育法施行規則において具体的に各大学が公表すべき教育研究活動等の状況についての情報が規定され、以降、認証評価においても情報公表の取組状況を評価することとされた。さらには、「教学マネジメント指針」においても、大学における学修成果や教育成果、これらを保証する条件に関する情報として意義があると考えられる情報について、公表の意義、公表することが考えられる内容、情報収集等の方法の考え方方が整理された。こうした関連規定の整備等に基づき、各大学で情報公表の取組が進展しつつある。

また、国内外への情報発信、教育情報の活用による大学活動状況の把握・分析及び各大学の情報提供の負担軽減を目的として、データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的プラットフォームとして平成 27 年 3 月より「大学ポートレート」が運用されている。大学ポートレートについては令和 3 年 8 月現在 1,056 校（国内の大学の 95.3%）が参加しており、その運営方針は、設置形態ごとの大学団体、認証評価機関、関係団体、有識者等からなる「大学ポートレート運営会議」で決定され、大学コミュニティによる自律的な運営が行われている。

(情報公表制度の見直しの背景)

情報公表については上述のような各種の仕組みの充実と各大学の取組によって進んできているものの、現在、法令上公表が義務化されている項目では、学生が実際にどのような知識や能力を修得し、大学が実際にどのような教育成果を上げたかなどの成果の確認ができないという指摘がある。実際、文部科

学省の調査¹⁷によると、学生の学びの質と水準に大きく関わる項目について、大学による取組状況に差が見られるところである。

この点については、入学前の情報提供が不十分で入学後に学生が失望するというミスマッチの問題なども指摘されている。学修者本位の観点からは、大学における情報公表においても、学生の学びの質と水準に関わる事項について、実際に学生が学ぶこととなる学位プログラム単位で公表していくことが必要であろう。

また、社会から広く有形無形の様々な支援を受けている大学は、社会の公器として、各種法令への適合性等について、認証評価等の外部からの評価を待つことなく、自ら積極的に情報公表していくことが求められる。それにより認証評価機関も、法令適合性等に係る外形的な評価を簡素化し、具体的な教育研究の改善に係る取組を重点的に評価することが可能になるものと考えられる。

大学ポートレートについては、国公立版については大学改革支援・学位授与機構が、私学版については日本私立学校振興・共済事業団がそれぞれ運営を担っているが、情報を提供するプラットフォームが異なるために、例えば取得可能な資格から大学検索する際に、国公立と私立を別々に検索し直す必要があるなど、必要な情報を容易に入手できないといった課題や、学生の学修成果や学位プログラム単位の教育成果、認証評価結果など、大学の教育研究の質に関わる重要な情報が必ずしも分かりやすく示されていないといった課題が指摘されている。社会の関心が学生の学修成果や学位プログラムの教育成果に向けられることのないまま、偏差値や就職実績に関するランキング等によって一面的に判断される傾向にあることは長年の課題であるが、その背景には、入学希望者や高校関係者をはじめとした大学に関する情報を求める人々にとって、有益な情報が分かりやすい形で提供されていない状況があることは否めない。

なお、大学に関する情報を多様な観点から比較分析が可能な形で共通のプラットフォームを通じて提供することは、認証評価など質保証におけるデータ提供の手続きにかかるコストを大幅に削減し、各大学が教学マネジメントを確立し、学修者本位の教育というミッションを達成するための教学 I R (Institutional Research)において、それぞれの「強み」と「特色」の分析

¹⁷ 「平成 30 年度の大学における教育内容等の改革状況について」では、大学による情報公表について、「卒業生の就職率」(89.0%)、「卒業生の主な就職先」(89.9%)、「入学者選抜の状況」(82.7%)、「シラバスの内容」(96.5%) 等は多くの大学で公表されている一方で、「単位の取得状況」(10.6%)、「学生の学修時間」(33.6%)、「大学の教育研究活動に関する学生の満足度」(31.0%)、「教員一人当たりの学生数」(60.8%) 等と、各大学によって取組状況に差が見られている。

やベンチマークを行う上でも有意義であると考えられる。また、全国学生調査¹⁸については、本格実施では、大学・学部単位で調査結果を公表すること、その際、結果の数値の羅列だけでなく、調査結果の見方等と併せて結果に関する各大学の取組を記載することにより、大学・学部間での順位付けではなく、各大学の強み・特色の発信につながるよう特段の工夫を行うこととされている。どのように公表を進めるかは、試行調査の結果も踏まえた検討が必要となるが、学生目線からの学修成果等に関する情報の公表は、「社会に開かれた質保証」を実現する上でも重要な取組である。

(情報公表制度の改善・充実の方向性)

これを踏まえ、情報公表に係る仕組みについては以下の観点で改善・充実を行ってはどうか。

情報公表制度に関する改善・充実の方向性

【学修者本位の大学教育の実現】及び【社会に開かれた質保証の実現】

- 認証評価における情報公表に関する評価を実施するに当たっては、「教學マネジメント指針」において
 - (1)「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例
 - (2) 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例
- のうち「大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの」と整理されたものについては、当該指針を踏まえて確認を行うこととする。<通知等>
- 認証評価機関や評価を受ける大学の多様性に配慮しつつ、各認証評価機関の評価結果を例えば国等のホームページ等において公表するなど、社会が利用しやすい形で一覧性を持って公表することを検討する。その際、設置計画履行状況等調査（A C）における指摘事項等も併せて公表する。<その他>（再掲）
- 法令適合性等について適切な情報公表を行っている大学に対して、法令適合性等に関する評価項目や評価手法を簡素化するなどの措置を可能とする。<通知等>（再掲）

¹⁸ 「全国学生調査」は、学生の学びの実態を把握することにより、①各大学の教育改善に活かすこと、②我が国の大学に対する社会の理解を深める一助とすること、③今後の国における政策立案に際しての基礎資料として活用すること、④学生一人一人にとってこれまでの学びを振り返ることで今後の学修や大学生活をより充実したものにしてもらうことや、卒業後の社会における自らの姿を考える上で一つの契機としてもらうことを目的に、国が大学等の協力を得て、全国の大学生等を対象に実施する調査。令和4年度までの間試行調査を実施し、その後、本格実施とすることを予定している。

- 「大学ポートレート」が大学コミュニティによる自律的な運営が行われていることも踏まえつつ、上記の情報について、より効果的・効率的に情報を利用者に届ける観点等から、「大学ポートレート」に分かりやすく掲載することを基本とするとともに、教学 I R に生かす観点から、立地や分野等が共通する大学との間で比較（ベンチマークの提示）ができるよう改善する。<その他>
- 「大学入試のあり方に関する検討会議提言」（令和3年7月）を踏まえ、学校教育法施行規則に規定する各大学が情報公表を行うべき項目として「大学入学者選抜に関すること」等を追加する。<省令改正>
- 大学における教育研究の質保証に資する情報公表について、どのような対象（学生、保護者、受験生、地域社会、企業等）に対して、どのような項目が、どのような手法で公表されていることを担保することが適當か、また、情報の読み取り方等と併せて関連する大学の取組を記載するなど各大学の強み・特色の発信につながるような工夫は考えられるか等、大学による自主的・自律的な情報公表が促進される方策について引き続き検討する。<その他>

※例えば「教員一人あたりの学生数」の算定の際には Full Time Equivalent 換算¹⁹で公表することも有益ではないか。また、学生や受験生、社会への説明責任という意味では「授業の方法や内容・授業計画」に関する情報として、面接・遠隔で設定している授業科目の数や割合を公表することも有益ではないか。

¹⁹ フルタイム当量として、パートタイムの教員の仕事がフルタイム勤務の仕事に換算して何人分にあたるかを表すもの。

(4) その他の重要な論点

(1)から(3)までは質保証システムを構成する「大学設置基準・設置認可審査」「認証評価」「情報公表」について、現状の課題とともに改善・充実の方向性を整理してきた。一方で、大学関係者等から寄せられる質保証システムに係る様々な弾力化の要請等については、現行の制度下において対応可能なものや、政策的な取扱いの弾力化に係るものも少なからず含まれている。こうした事項に関する周知や既存制度の効果的な運用等に関しても以下のとおり改善・充実を行うことが考えられる。

(既存制度の周知や大学現場での効果的な運用)

例えば、遠隔授業については、現行制度において、卒業に必要な124単位のうち、面接授業で実施することが必要な64単位分についても、授業時数の半分未満であれば遠隔授業で実施可能なことが通知されており、制度上は大学の運用で相当程度まで遠隔授業の活用が可能である。また、時代の要請に対応した新しい学位プログラムを実施するために大学設置基準の弾力化や設置認可審査の柔軟化を求める声もあるが、大学が既に授与している学位の種類及び分野を変更しない範囲での新たな学部や学科などの設置、学位プログラムの開設については、認可ではなく届出による設置が可能であることから、大学自らの判断により柔軟に対応することが可能である。大学設置基準には学部等連係課程制度をはじめ様々な教育課程上の柔軟な取扱いを可能とする仕組みも既に設けられている。こうした現行の枠組みで実施可能な事項について、大学関係者に必ずしも十分に浸透していないケースが見られる。さらに、大学等の国際化やリカレント教育など学びの多様化に対応した学事暦・修業年限の多様化・柔軟化を進める観点からは、大学の早期卒業・修了制度に係る解釈の明示化・周知や授業料の設定・徴収の在り方に係る考え方の整理などが必要であるとの指摘もある²⁰。

そこで、国においては、こうした現行制度の解釈や運用等について、社会一般、大学関係者等に対してわかりやすい形で改めて整理を行い、適切に周知等を図ることで客觀性を確保するとともに、大学の先導性・先進性を確保することが求められる。また、国においては、各大学が創意工夫に基づいた取組を講じようとする際、相談をしやすくなるような体制の充実も望まれよう。

加えて、現行制度のより効果的な運用を促すことも、高等教育の質保証に

²⁰ 教育再生実行会議第12次提言（令和3年6月）

おける重要な課題である。特に遠隔授業に関しては、新型コロナウイルスの感染拡大という緊急事態への対処として急速に取組が拡がったものであり、多くの大学において、試行錯誤をしながら改善を図っていく段階にある。そこで、学修者本位の大学教育を実現する観点からは、大学における様々な取組の検証や技術の進展の状況等も踏まえつつ、遠隔教育の質保証、面接授業と遠隔授業を効果的に組み合わせたハイブリッド型教育の確立に向けたガイドラインの策定等が望まれる。

改善・充実の方向性

【学修者本位の大学教育の実現】

- 急速に広がった遠隔授業については、時間的・空間的な制約が緩和される一方で、質問等双方向のやり取りの機会が少ない、学生間の議論等による理解の深化が難しい等の学生の声も明らかになっていることから、授業の質保証及び新たな取組の促進の観点から一定のガイドラインを策定する。<通知等>
- 質保証の観点を踏まえた今後の遠隔教育のあり方について、私立大学通信教育協会のガイドライン等、団体や大学における質保証のための取組状況や、通学制における新型コロナウイルス感染拡大下での特例的な取扱いを活用した様々な創意工夫、技術の進展の状況等も参照しつつ引き続き検討を行う。<その他>
- ※学修者本位の観点から、大学教育における学生の関わり方について工夫が必要。
 - (学生参加の例)
 - ・学生による授業アンケート結果を組織的に検討し、授業内容に反映する機会を設定
 - ・学生企画型もしくは学生が参加する授業運営委員会を置く授業科目を開設

※各大学での学修時間の把握などを通じた学修の実質化に向けた取組を促進する方策についても検討が必要。

【客観性の確保】

- 大学や他の機関、自治体等が有する施設等の共有について、学生や教員が使用希望する際に利用を可能とする、長期に渡り使用できるよう契約を行う等、教育研究上支障がないことを前提とした上で、施設等の共有が可能であることをわかりやすく周知する。<通知等>
- 優秀な成績で卒業が見込まれる者を対象に、修業年限に沿って配当された教育課程を早期に修了するモデルを大学が示すことが可能であることを通知する。<通知等>

- 修業年限は「おおむね4年」の期間を指すものであり、厳密に4年間在籍することを求めるものではないことを明確化する。<通知等>
- 早期卒業・修業年限の柔軟化等による学費の変更等については、各大学が授業料などの設定・徴収の考え方を整理し学生等に説明すべきであることを明示する。<通知等>

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

- 設置認可審査を経て認められた分野の範囲内であれば、組織の改組や融合領域の創設含め、当該大学の判断で新たな学位プログラムを実施可能であることを周知する。<通知等>
※大学の総収容定員の増を伴わない場合。なお、学科以上の組織設置などに関しては届出が必要となる。

（定員管理）

定員管理の在り方については、教育環境の確保等の観点から大学の質保証を行う上で重要な論点であるが、①大学設置基準における「学科・課程を単位として学部ごとに定める収容定員に基づき管理する」旨の規定及び当該規定に基づき専任教員数や校地校舎の面積等を審査する設置認可審査上の取扱いと、②基盤的経費の配分や設置認可審査の際の定員超過の場合に適用される政策上の取扱いという2つの観点からの検討が必要になる。

前者については、教育の質の保証の観点からは、定員管理は必要な教育環境の確保を目的としたものであり、引き続き学部学科を単位とした定員管理が必要であると考えられる。

一方、基盤的経費の配分や設置認可審査の際の基準に適用される厳格な入学定員管理については、大学設置基準が収容定員に基づき管理すると規定されている中、設置認可の際の定員超過の取扱いでは、学部単位の平均入学定員超過率が一定以上の場合には認可をしないこととされており、基盤的経費の配分についても、収容定員や入学定員の超過率に応じて減額措置等が実施されている。このような政策上の取扱いによって、例えば、一部の学部である年度に大きく歩留まりを読み誤り、平均入学定員超過率が一定以上となってしまえば、大学全体で組織改編が行えなくなるなど影響が大きいという指摘がある。また、過度な入学者調整（追加募集・合格等）のため一部の受験生が不安定な状況に置かれているといった指摘や、毎年度大幅に基盤的経費が増減すると、安定した大学経営や教育研究が困難になるといった指摘もある。

安定した見通しをもって大学による新たな取組を促す観点からも、定員管理の政策上の運用について、定員管理が必要な教育環境を担保するための仕組みであることに留意をしつつ、一定程度弾力化していくことも必要であろう。

改善・充実の方向性

【先導性・先進性の確保（柔軟性の向上）】

○大学における社会変化に応じた組織改編等を促す観点から、基盤的経費の配分や設置認可申請等における定員管理に係る取扱いについて、大学設置基準が収容定員を基に管理していることと合わせ、現行で入学定員に基づく単年度の算定としているものは、収容定員に基づく複数年度の算定へと改める。<その他>

※大学における教育環境の確保の観点から、現行で学部や学科単位で算定しているものについては、引き続き学部、学科を単位とする。

※算定単位を入学定員から収容定員に改める際、修業年限を超えて在籍している者は以下の条件を満たす場合に限り控除して算出するなど、成績管理の厳格化・明確化と両立が図られる仕組みとする。

- ①全科目でシラバスに学修目標、授業方法・計画、成績評価基準の明示
- ②成績評価にGPA（グレード・ポイント・アベレージ）を導入
- ③成績不振の学生への個別指導（面談、補習等）

（質保証を担う教職員の資質能力の向上）

さらに、大学が各質保証システムの特性を理解しつつ教育研究の質向上に取り組む上で、事務職員の資質・能力の向上やハイブリッド型教育を含む授業改善が重要である。

近年、教育研究支援や学生生活支援、地域連携等における職員スタッフの重要性の認識が高まり、「教職協働」の旗印の下、SD（スタッフ・ディベロップメント）の取組が進められてきているが、「学修者本位の大学教育の実現」と「社会に開かれた質保証」の実現により、大学が社会変革の駆動力となっていくためには、大学の経営面や教育研究活動を支える大学運営の専門職である事務職員が果たす役割は極めて大きい。

また、各大学で取組が行われているFD（ファカルティ・ディベロップメント）についても、これまでの遠隔授業等の実践を通じて得られた知見を学内外で広く共有すること等がより一層重要となる。

質保証を実質的に担うのは、学内における内部質保証を担う個々の教職員であり、認証評価機関における評価者である。学内で質保証に係る職務

を担った教職員が、認証評価機関の評価委員等で他の大学の取組等を知るとともにより深く内部質保証等の考え方を理解し、また、大学に戻って内部質保証を担う人材となっていくといった、質保証に係る人材の好循環が生じることが期待されている。

改善・充実の方向性

【学修者本位の大学教育の実現】

- 各大学での創意工夫はもとより、大学団体や大学間で共同実施されているSD（スタッフ・ディベロップメント）・FD（ファカルティ・ディベロップメント）の取組等を把握・周知することで、SD・FDの改善・充実を促進する。<通知等>

おわりに

本審議まとめが提言した質保証システムの改善・充実は、全ての学修者が自らの可能性の伸長を実感できる大学教育を実現するためのものであり、国においては、本審議まとめを踏まえて、質保証システムの改善・充実を着実に実施していくことが求められる。

その際、質保証システムの意義や今般の改善・充実により目指すべき姿等について、あらためて大学や認証評価機関等の関係者に対して丁寧な説明を行い、その理解と協力を得て進めていくことができるよう留意することが大切である。

また、本審議まとめにおいては、今後の大学設置基準の改善につなげるため、大学設置基準の特例制度を設け、取組の効果検証を行うことを提案しているが、国においては、特例制度の下での取組に限らず、今般の質保証システムの改善・充実の取組が大学の教育研究等に対して、どのような影響をもたらしているのかについて、適切な評価・検証を行うことが求められる。具体的には、例えば、高等教育をめぐる国際的な動向に留意しつつ、ICT の普及・進展状況を踏まえて更に見直すべき基準等はないか、専任教員に係る規定の見直しが教員の働き方や大学の教育研究体制等にどのような影響を及ぼしているのか、認証評価の見直しが大学の受審負担の軽減や教育研究活動の改善につながっているのかなどについて、データやエビデンスに基づいた分析や評価・検証を行い、質保証システムの不断の改善・充実に努めていくことが求められる。

加えて、大学設置基準の改正に伴って設置認可申請の書類等を変更する際には、必要書類の精選等負担軽減にも留意することが求められる。

更には、今回大学の先導性・先進性の向上に向け、大学の裁量をより高めていく見直しが行われるが、これは翻って高等教育の質保証に対する大学自身の責任が強まっていくことの表れでもある。こうした高等教育の質保証に関する取組を実質化していくためには、大学自身が学生や社会の声を受け止めながら自己の教育研究活動を振り返り、学修者本位の観点から不斷に改善・充実していくことが求められる。「学修者本位」とは、決して学生の求めに応じて安易に大学を卒業させていくことではなく、3ポリシーに基づき、自身の大学の学位を与える課程（学位プログラム）が、学生が必要な資質・能力を身に付ける観点から、厳格な成績評価が行われているか、成績評価に関する全学的な基準を策定・公表しているか、学修成果・教育成果を把握し、学位プログラムの改善に活かしているか等、「教学マネジメント指針」に示される取組を自ら率先して行い、社会からの評価を真摯に受け止め、自己検証を通じて不断の改善・充実を行う覚悟が問われている。また、大学の裁量として多様な活動を行う中で、時には問題等が生じることもあるが、それを一大学の問題と矮小化することなく、大学界全体で負

うべき責任であるという認識の下、大学間で互いに刺激し、切磋琢磨し合い、安
きに流れることなく教育の質向上に努め、社会からの信認を得ていかねばなら
ぬという矜持が大学・大学人に強く求められている。このように、国や大学はそ
れぞれの立場から、これらの取組について、不断の改革を行い、産業界や地域社
会をはじめとした社会に対しても積極的に情報発信を行い、我が国の高等教育
が目指すべき姿について社会的コンセンサスを得ていく努力を期待したい。

別添参考資料 現行制度において、各大学の運用等で実施可能な取組例

大学の判断・運用で可能な教育活動の展開（例①）

学部等の設置・変更であって、
学位の種類（学士・修士・博士等）の変更や
学位の分野（文学関係等）の追加を伴わないもの



設置認可審査を経て各大学に認められた分野の範囲
内であれば、各大学の判断で機動的に、
融合領域を含め、新たな学位プログラムの実施
(学部等の設置含む) が可能

※ ただし、学科以上の組織設置や新たな学位名で出すコースやプログラムなどに関しては届出が必要。また、大学の総収容定員の増を伴う場合は認可が必要。

(届出設置による例)

【理学関係】環境科学部 → 【理学関係、工学関係】「情報データ科学部」の新設
【工学関係】工学部

■ 各大学が授与する学位の分野^注は、通常、1つ又は複数の分野で構成（学士は以下19分野）
【学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成15年文部科学省告示第39号）】

【参考】学位の分野を記載した資料例
(設置認可申請書類)

文学関係	教育学・保健学関係	法学関係	経済学関係	社会学・社会福祉学関係
理学関係	工学関係	農学関係	獣医学関係	医学関係
家政関係	美術関係	音楽関係	体育関係	保健衛生学関係（看護学関係）
保健衛生学関係（リハビリテーション関係）	保健衛生学関係（看護学・リハビリテーション関係を除く。）			

注：上記19分野のうちから主となる学位の分野を特定できない場合は、「学際領域」。
注：学位規則第10条に規定する、専攻分野に付記する名称（例：学士（○○学）等）とは異なるものであることに留意

教育課程等の概要		(学士、准学士等就修用入試用)	
学部名	専攻科目名	選択科目名	必修科目名
学年	単位	単位	単位
授業時間	実習時間	実習時間	実習時間
学位の分野記載			
(複数分野で構成する場合は別紙)			
学部名	学士（准学士）	専攻科目名	必修科目名
学年	単位	単位	単位
授業時間	実習時間	実習時間	実習時間
1年次専攻科目	2年次	3年次	4年次
1年次授業時間	150時間		
1年次実習時間	90時間		

大学の判断・運用で可能な教育活動の展開（例②）

- 大学は、自らの判断で、学位に適切な「専攻分野の名称」を付記（学士（○○）等）することとなっている。【学位規則第10条】
○また、付記する専攻分野の名称のあり方について、日本学術会議から各大学に対し、以下改善を提案。「学士の学位に付記する専攻分野の名称のあり方について」（平成26年9月日本学術会議報告）
※なお、付記する「専攻分野の名称」は、各大学が授与することのできる「学位の分野」とは異なるものであることに留意。【学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成15年文部科学省告示第39号）】

【日本学術会議報告における改善提案】

- ① 特定の学問分野の枠組みを超えて独自の対象を学修の主題とする教育分野では、学位に付記する専攻分野の名称を、必ずしも「○○学」と称する形を探る必要はなく、むしろ学修の主題 자체を直截に表記するという観点から定めることも容認されるべきである。
- ② 学部・学科の組織名称と学位に付記する専攻分野の名称は同一でなくてもよい。
- ③ 複数の語を組み合わせた専攻分野の名称の意味をできるだけ明確化する。
- ④ 分かりやすく、単純で、かつ同様の内容を提供する他大学の教育課程とも共通性のある表現を用いる。

学位の英文表記に関しては、日本の大学が授与する学位の国際性を確保するため、英文表記の構造に則り以下を基本的な考え方として示す。（① of ② in ③ の階層構造を念頭に置いた表記にすることが望ましい。）
① 「学士」に対する英文は Bachelor とすること
② 分野名は、学術的に広く認知されている分野の名称をもって充てること
③ 下位の専門として、教育課程で重点を置く分野を合わせて示すことも認められること

■ 各大学が設置認可審査を経て授与することのできる「学位の分野」（学士は以下の19分野）

※ 学位の分野は通常、1つ又は複数の分野で構成

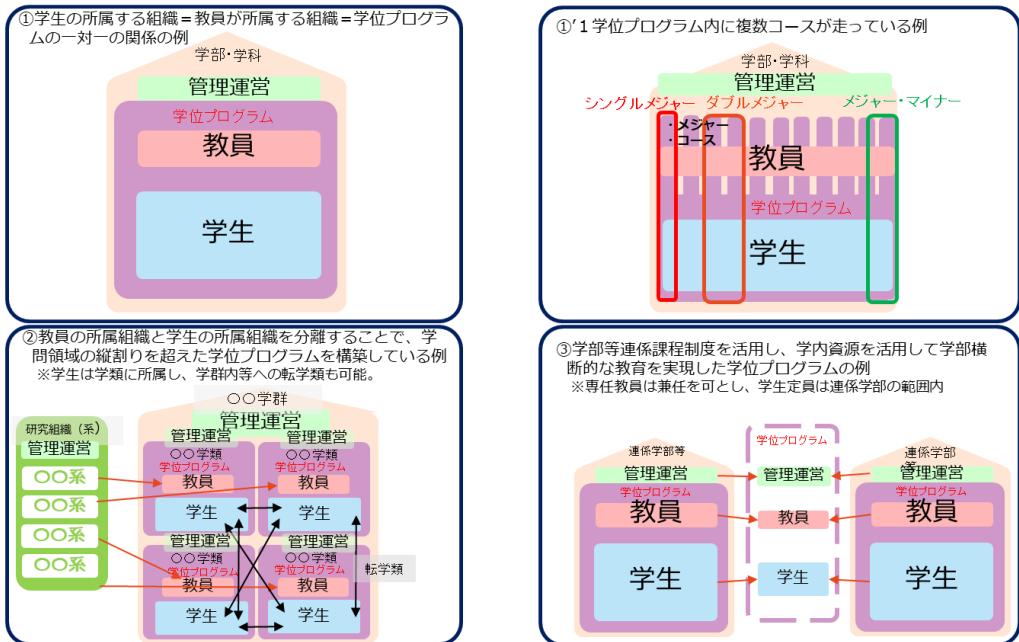
文学関係	教育学・保健学関係	法学関係	経済学関係	社会学・社会福祉学関係	理学関係	工学関係	農学関係
獣医学関係	医学関係	歯学関係	薬学関係	家政関係	美術関係	音楽関係	体育関係
保健衛生学関係（リハビリテーション関係）	保健衛生学関係（看護学・リハビリテーション関係を除く。）						

注：上記19分野のうちから主となる学位の分野を特定できない場合は、「学際領域」。

大学の判断・運用で可能な教育活動の展開（例③）

- 教員・学生が共に所属する教育研究一体型の学部を置く形態だけではなく、教員と学生の所属組織が異なる「教教分離」などの多様な教育研究組織の編制が可能。

学校教育法第85条「大学には、学部を置くことを常例とする。ただし、当該大学の教育研究上の目的を達成するため有益かつ適切である場合においては、学部以外の教育研究上の基本となる組織を置くことができる。」



大学の判断・運用で可能な教育活動の展開（例④）

- 各大学は、各授業科目の授業を10週又は15週にわたる期間を単位として行うが、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果を上げることができる場合は異なる期間を設定することが可能。

(例①：週複数回授業の実施)

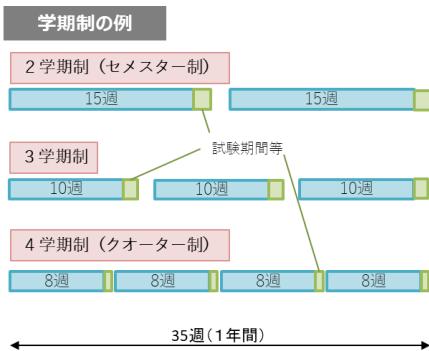
- ・8週間にわたり、週2コマ実施<2単位>
→ 例えば、8週間を原則とした「4学期制」の実施も可能。

(例②：1コマあたりの授業時間の見直し)

- ・1コマあたりの授業時間を1.5倍にすることで、15回の授業を10回に<2単位>

(例③：様々な授業形態の組み合わせ)

- ・13週間で講義を週1コマ実施し、特定の日にフィールドワーク（3コマ分）を実施<2単位>



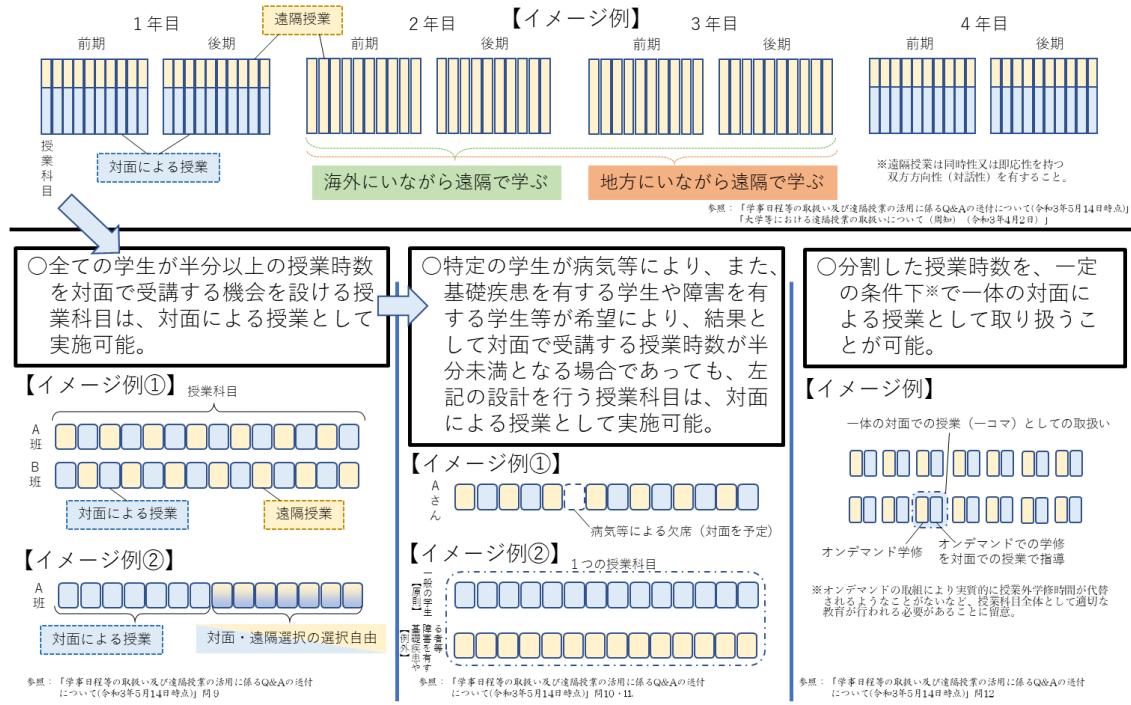
1単位45時間（授業（講義）は15時間以上）

15回の授業
(各大学の判断で、授業期間の変更や講義時間を変更できる)

«大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）»（抄）
第22条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、三十五週にわたることを原則とする。
第23条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

大学の判断・運用で可能な教育活動の展開（例⑤）

- 遠隔授業は60単位（約2年相当）まで行えるほか、残りの授業についても遠隔授業を実施する授業時数が半数を超えない範囲なら、対面による授業として実施可能。



大学の判断・運用で可能な教育活動の展開（例⑥）

- 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業を面接授業により予定通り実施することが困難な場合、面接授業の特例的な措置として遠隔授業を行うなどの弾力的運用を行うことが大学の判断で認められていた。
- 令和3年度以降は、感染症（コロナ以外含む）や災害の発生等の非常時においては、当該感染症や災害等の状況に応じて、同様の弾力的運用を大学の判断で行うことが認められている。（「大学等における遠隔授業の取扱いについて（周知）」令和3年4月2日高等教育局長通知）

面接授業（=対面授業）

（大学設置基準第25条第1項）

特例的な措置（設置基準第25条第1項の特例）

コロナ感染拡大により、面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業を、十分な感染対策を講じたとしても面接授業により実施することが困難な場合、遠隔授業等を行う弾力的な運用を認めるこ

※上記弾力的運用として実施する遠隔授業は、設置基準第25条第1項で規定する面接授業として取り扱われる（遠隔授業の上限への算入不要）

- 通信教育を行う大学（学部等で通信教育を併せて行う場合も同様）においては、修了に必要な124単位全てを遠隔授業により実施することが可能。なお、当然、面接授業を行うことも可能。
※現に遠隔授業のみで受講・卒業することが可能な大学も存在

■通信教育を行う大学・学部等の教育課程

（※）卒業の要件として修得すべき単位数124単位のうち30単位以上は、遠隔授業又は面接授業により修得。ただし、当該30単位のうち10単位までは、放送授業により修得した単位で代えることが可能。

遠隔授業又は面接授業（30単位以上（※））

放送授業で代替可
(10単位まで (※))

印刷教材等による授業、放送授業も可 (~94単位)

124単位～